

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	福岡財務支局長	
【提出日】	2026年4月10日	
【会社名】	日本乾溜工業株式会社	
【英訳名】	NIPPON KANRYU INDUSTRY CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 兼田 智仁	
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市東区馬出一丁目11番11号	
【電話番号】	092 - 632 - 1050(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門長CFO 濱田 雄幸	
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市東区馬出一丁目11番11号	
【電話番号】	092 - 632 - 1050(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部門長CFO 濱田 雄幸	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当	6,060,213,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月25日付けで提出した有価証券届出書について、記載事項の誤記を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	5,872,300株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

（注1） 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)については、2026年3月25日開催の当社取締役会において決議しております。本第三者割当は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同様です。)に基づく届出の効力発生、並びに2026年5月20日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において本第三者割当に係る議案及び定款の一部変更に係る議案についての承認を得られることを条件としております。

（注2） 本第三者割当において、株式会社麻生(以下「麻生」といいます。)及び伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社(以下「伊藤忠丸紅住商テクノスチール」といいます。)を割当予定先としております(以下、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールを、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)

（注3） 当社は、本第三者割当に関連して、2026年3月25日に、割当予定先である麻生との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結しております。本第三者割当は、大要、以下に記載の本資本業務提携契約に定める事項が本第三者割当に係る払込期日(以下「本クロージング日」といいます。)において充足されることを前提条件として行われる予定です。ただし、本資本業務提携契約において、当社及び麻生は、当該前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされております。

本有価証券届出書について金融商品取引法による届出の効力が生じていること

本株式取得(下記「4 新規発行による手取金の使途」の「(2) 手取金の使途」に定義します。)に係る株式譲渡契約が適法かつ有効に締結され、かつ、本クロージング日までその効力が存続していること

本資本業務提携契約に規定する当社及び麻生の表明及び保証が、本クロージング日において、いずれも全ての重要な点において真実かつ正確であること

当社又は麻生が、本第三者割当に係る払込み及び新株式の発行(以下「本クロージング」といいます。)までに又は本クロージングまでの期間につき遵守又は履行すべき本資本業務提携契約に基づく義務を全ての重要な点において遵守又は履行していること

当社又は麻生において、法令等又は割当予定先の定款その他の内部規則に基づいて本第三者割当のために必要な一切の手続(当社における本第三者割当を承認する旨の取締役会決議及び株主総会決議を含みます。ただし、本クロージング日前に必要な事項に限り、)が適法かつ有効に履践されていること

本第三者割当を制限又は禁止することを求める訴訟等が係属しておらず、かつ、本第三者割当を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在せず、その具体的なおそれもないこと

（注4） 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	5,872,300株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注1) 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)については、2026年3月25日開催の当社取締役会において決議しております。本第三者割当は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同様です。)に基づく届出の効力発生、並びに2026年5月20日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において本第三者割当に係る議案についての承認を得られることを条件としております。
- (注2) 本第三者割当において、株式会社麻生(以下「麻生」といいます。)及び伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社(以下「伊藤忠丸紅住商テクノスチール」といいます。)を割当予定先としております(以下、麻生及び伊藤忠丸紅住商テクノスチールを、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。)
- (注3) 当社は、本第三者割当に関連して、2026年3月25日に、割当予定先である麻生との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。)を締結しております。本第三者割当は、大要、以下に記載の本資本業務提携契約に定める事項が本第三者割当に係る払込期日(以下「本クロージング日」といいます。)において充足されることを前提条件として行われる予定です。ただし、本資本業務提携契約において、当社及び麻生は、当該前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされており、
本有価証券届出書について金融商品取引法による届出の効力が生じていること
本株式取得(下記「4 新規発行による手取金の使途」の「(2) 手取金の使途」に定義します。)に係る株式譲渡契約が適法かつ有効に締結され、かつ、本クロージング日までその効力が存続していること
本資本業務提携契約に規定する当社及び麻生の表明及び保証が、本クロージング日において、いずれも全ての重要な点において真実かつ正確であること
当社又は麻生が、本第三者割当に係る払込み及び新株式の発行(以下「本クロージング」といいます。)までに又は本クロージングまでの期間につき遵守又は履行すべき本資本業務提携契約に基づく義務を全ての重要な点において遵守又は履行していること
当社又は麻生において、法令等又は割当予定先の定款その他の内部規則に基づいて本第三者割当のために必要な一切の手續(当社における本第三者割当を承認する旨の取締役会決議及び株主総会決議を含みます。ただし、本クロージング日前に必要となる事項に限ります。)が適法かつ有効に履践されていること
本第三者割当を制限又は禁止することを求める訴訟等が係属しておらず、かつ、本第三者割当を制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等の判断等も存在せず、その具体的なおそれもないこと
- (注4) 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

